

北本市議会 議会報告会（第 43 回） 次第

令和 7 年 1 月 26 日（日）
午前 9 時 30 分から 中丸公民館
【司会進行】 広報広聴副委員長

1 開 会

2 あいさつ 議 長

3 議員の紹介

4 議会報告会の進め方について 広報広聴委員長

5 【第 1 部】 定例会の報告

（1） 令和 6 年第 4 回定例会の報告

ア 先議・追加議案等の審議概要 議会運営正副委員長

イ 委員会付託議案の審議概要

▷ 予算決算常任委員会の審議概要 予算決算常任正副委員長

▷ 総務文教常任委員会の審議概要 総務文教常任正副委員長

▷ 健康福祉常任委員会の審議概要 健康福祉常任正副委員長

▷ 建設経済常任委員会の審議概要 建設経済常任正副委員長

（2） 質疑応答

6 【第 2 部】 意見交換会

7 閉 会

議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
6 3	専決処分の承認を求めることについて（令和6年度北本市一般会計補正予算（第5号）） （選挙管理委員会事務局）	1 趣旨 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査を執行するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるもの 2 内容 (1) 補正前の額 260億7,183万8千円 (2) 補正後の額 261億1,567万1千円 歳入歳出それぞれ4,383万3千円を追加 3 専決処分の日 令和6年10月4日
6 4	北本市健康増進センター設置及び管理条例の廃止について （福祉部高齢介護課）	1 趣旨 栄市民活動交流センターへの機能移転に伴い、健康増進センターを廃止するもの 2 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 令和8年4月1日 (2) 経過措置（附則第2項）
6 5	北本市国民健康保険税条例の一部改正について （こども健康部保険年金課）	1 趣旨 地方税法施行令の一部改正を踏まえ、国民健康保険税の課税額の限度を改定するもの 2 内容 (1) 課税額の限度の改定（第2条） (2) 規定の整備（第22条） 3 施行期日等 (1) 施行期日（附則第1項） 令和7年4月1日 (2) 経過措置（附則第2項）

6 6	北本市公民館設置及び管理条例等の一部を改正する条例の一部改正について (市民経済部くらし安全課、教育部生涯学習課)	1 趣旨 地区公民館等の利用料金の上限額を再算定する等するとともに、規定の整備をするもの 2 内容 (1) 地区公民館等の利用料金の上限額の再算定(第1条ほか) (2) 中丸公民館ホールの貸出し面数の細分化(第1条) (3) 規定の整備(第1条・第3条) 3 施行期日 公布の日
6 7	公の施設の指定管理者の指定について (福祉部障がい福祉課)	1 公の施設の名称 北本市障害児学童保育室 2 指定管理者として指定するもの 北本市栄1番地1 特定非営利活動法人すきっぷ 理事長 吉村史朗 3 指定の期間 令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
6 8	公の施設の指定管理者の指定について (こども健康部子育て支援課)	1 公の施設の名称 中丸学童保育室ほか 2 指定管理者として指定するもの 北本市北本3丁目141番地2大島ビル2階 特定非営利活動法人北本学童保育の会うさぎっ子クラブ 理事長 青柳恭義 3 指定の期間 令和7年4月1日から 令和10年3月31日まで
6 9	公の施設の指定管理者の指定について (教育部生涯学習課)	1 公の施設の名称 北本市南部公民館ほか 2 指定管理者として指定するもの 北本市本町1丁目47番地1 一般社団法人北本市コミュニティ協議会 代表理事 田島和生 3 指定の期間 令和7年4月1日から

		令和12年3月31日まで
70	公の施設の指定管理者の指定について (教育部生涯学習課)	1 公の施設の名称 北本市栄市民活動交流センターのうち、北本市勤労福祉・コミュニティセンターほか 2 指定管理者として指定するもの 北本未来づくり共同事業体 (1) 代表構成員 埼玉県鴻巣市逆川1丁目2番2-502号 街活性室株式会社 代表取締役 斎藤徹 (2) 構成員 北本市西高尾1丁目249番地 特定非営利活動法人北本市観光協会 理事 安江洋 (3) 構成員 北本市本宿1丁目1番地 株式会社イナホスポーツ 代表取締役 丸笹公嗣 (4) 構成員 埼玉県さいたま市浦和区岸町7丁目12番4号 株式会社サイオー 代表取締役 橋本一憲 3 指定の期間 令和7年6月1日から 令和11年3月31日まで
71	令和6年度北本市一般会計補正予算(第6号) (各部課)	1 趣旨 (1) 補正前の額 261億1,567万1千円 (2) 補正後の額 266億1,542万7千円 歳入歳出それぞれ4億9,975万6千円を追加 2 内容 歳出については、新たな事務事業費の計上及び各事務事業費の見込額による所要額の補正を行い、歳入については、国庫支出金等の

		所要額の補正を行うとともに、財政調整基金繰入金を増額し、補正予算収支の均衡を図った。
7 2	令和 6 年度北本市介護保険 特別会計補正予算（第 3 号） （福祉部高齢介護課）	1 趣旨 (1) 補正前の額 6 2 億 3, 3 4 9 万 8 千円 (2) 補正後の額 6 2 億 3, 4 9 6 万 6 千円 歳入歳出それぞれ 1 4 6 万 8 千円を追加 2 内容 歳出については、介護予防サービスの利用者の増加に伴い、介護予防ケアマネジメント費負担金を増額するとともに、保険給付費支払基金積立金を減額し、歳入については、国庫支出金、支払基金交付金等の所要額の補正を行い、補正予算収支の均衡を図った。

報告の概要

報告 番号	件 名	要 旨
18	専決処分の報告について (和解をし、損害賠償の額 を定めることについて) (市民経済部くらし安全課)	1 概要 令和6年5月25日(土)午後 4時33分頃、北本市宮内2丁目 102番地先において、火災現場 で活動中の消防団がホースカーを 曳行していたところ、道路上に停 車中の相手方車両と接触し、当該 車両を損傷させた事故に関し、和 解をし、損害賠償の額を定めるこ とについて、地方自治法第180 条第1項の規定により専決処分し たので、同条第2項の規定により 報告するもの 2 損害賠償の額 74,184円 3 専決処分の日 令和6年10月10日
19	専決処分の報告について (和解をし、損害賠償の額 を定めることについて) (教育部学校教育課)	1 概要 平成25年4月26日(金)午 後1時10分頃、北本市立西小学 校コンピューター室前の廊下にお いて、相手方が雑巾がけをしてい たところ、転倒し口を打ち付け、 前歯を破折等した事故に関し、和 解をし、損害賠償の額を定めるこ とについて、地方自治法第180 条第1項の規定により専決処分し たので、同条第2項の規定により 報告するもの 2 損害賠償の額 154,000円 3 専決処分の日 令和6年10月8日

追加議案の概要

議案 番号	件 名	要 旨
7 3	工事請負契約の変更契約の 締結について (教育部生涯学習課)	1 契約の目的 北本市栄市民活動交流センター 整備改修工事「建築」 2 契約の金額 変更前 386,870,000円 変更後 403,700,000円 3 契約の相手方 北本市宮内5丁目351番地 丸和工業株式会社 代表取締役 矢部利人
7 4	財産の取得について (教育部生涯学習課)	1 財産の種類 物品 2 財産の内容 北本市栄市民活動交流センター 共通備品(机類、椅子類等)一式 3 取得予定価格 31,009,000円 4 契約の相手方 埼玉県桶川市寿1丁目9番18号 株式会社高砂屋書店 代表取締役 天沼満

令和6年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第5号
受 理 年 月 日	令和6年11月13日
件 名	視覚障がい者の創業・就業支援の強化を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	大 嶋 達 巳

【請願趣旨】

現行の障害者総合支援法の前身である障害者自立支援法のねらいとして、単なる就労を超えて「事業を創設する」こともあったと考えます。

それにもかかわらず、視覚障がい者に対する現在の北本市の実態は、福祉部障がい福祉課による、リハビリセンターと盲学校の紹介を就労支援としていただけです。

ノーマライゼーション、あるいは共生社会推進のためには、産業・労働政策及び施策として、より現実的な支援が必要だと考えます。

言うまでもなく、健常者に比較して、視覚障がい者は、創業・起業・就労における困難さは極めて高いことに鑑み、格段の配慮をお願いいたします。

【請願事項】

- 1 北本市は、視覚障がい者の創業・就業支援を強化してください。
- 2 上記1を進める過程で、当事者とのコミュニケーションを密にしてください。

令和6年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第6号
受 理 年 月 日	令和6年11月18日
件 名	視覚障がい者の補装具・日常生活用具に関する請願
請願者の住所 及 び 氏 名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工 藤 日出夫

【請願趣旨】

現在、北本市は視覚障がい者支援の福祉サービスの一つとして、補装具費・日常生活用具の支給を行っています。

しかし、北本市福祉部障がい福祉課には、メーカーカタログ・パンフレットが用意されているのみで、実物はありません。

そもそも、視覚障がい者でなくても、用具等を選ぶ場合には、実物に触って、機能や使い心地を確認することが望ましいと思います。

視覚障がい者は概ね印刷物は見えないにもかかわらず、実物を試すことなしに補装具を選ぶのは極めて困難なことです。

まず、このような、補装具の実物に触れて選択できない状況を改善すべきと考えます。

次に、科学技術、とりわけデジタル化技術の進歩に即して、補装具のリストを再検討すべきと考えます。

【請願事項】

- 1 北本市は、視覚障がい者の補装具・日常生活用具を試せる施設・場所を設置するよう求めます。

令和6年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第7号
受 理 年 月 日	令和6年11月18日
件 名	北本市の視覚障がい者の雇用を求める請願
請願者の住所 及 び 氏 名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	工 藤 日出夫

【請願趣旨】

障害者雇用促進法の障害者雇用率制度により、民間企業や国・地方公共団体に一定以上の割合で障がい者を雇用するように義務づけられています。北本市も例外ではなく、この障害者雇用率を基本的には遵守しているようです。

しかし、市制施行後の50数年、視覚障がい者を雇用した実績はないようです。

つまり、視覚障がい者は排除され続けているということです。

地方公共団体は、民間に対して範を示すべき団体であり、視覚障がい者を雇用する工夫をすべきであると考えます。

【請願事項】

- 1 北本市は、視覚障がい者を雇用する環境を整備するよう求めます。

令和6年第4回北本市議会定例会請願文書表

受 理 番 号	議請第8号
受 理 年 月 日	令和6年11月18日
件 名	市内民間路線バスの運賃割引制度の拡大に関する請願
請願者の住所 及 び 氏 名	
請 願 の 趣 旨	別記のとおり
紹介議員氏名	諏訪幸男、毛呂一夫、大嶋達巳、 保角美代

【請願趣旨】

高齢化社会が進行する中で、北本市では全国水準を上回る高齢化率となっており、高齢者の単身世帯の増加や地域からの孤立が懸念されます。

現在、北本市社会福祉協議会では、生活支援コーディネーターが中心となって高齢者の居場所づくりや移動支援サービスに力を入れて取り組んでいます。このような地域組織による支援も重要ですが、それだけで高齢者の生活を守るのは難しく、もっとも大切なのは、高齢者自身が自由に行動することにより充実した生活を送ることだと考えています。そのためには、それぞれの活動場所（医療機関や市役所等公共機関も含む）への移動がスムーズに行えなければなりません。

高齢者の中には年金収入のみに頼っている人も多く、昨今の物価高騰により、生活費の大幅な節減を余儀なくされています。その結果、外出を控え、家に閉じこもりがちになり、周囲から孤立してしまうことになります。

このような悪循環を断ち切るためにも、高齢者が安心・安全に移動できる手段を確保することはますます重要となります。特に、市内を循環する民間路線バスは、高齢者にとって不可欠な移動手段です。しかしながら、現在の路線バス料金は多くの高齢者にとって負担が大きく、移動の自由を制限してしまう一因になっていると考えます。

よって、高齢者の外出支援策として、市内民間路線バス利用料金の割引制度の拡大を推し進めていただきたく請願いたします。

【請願事項】

- 1 市は、路線バス事業者による運賃割引制度について、高齢者がより利用しやすくなるよう、高齢者の外出支援策として、他市事例等を参考に割引料金の設定拡大を働きかけること。
- 2 市は、当該割引制度の実施にあたっては、路線バス事業者への補助金を増額するために必要な財政措置を講じること。